

安全保障理事会決議 2422 (2018)

2018年6月27日、安全保障理事会第8295回会合にて採択

安全保障理事会は、

重大な国際犯罪について責任を有する全ての者に対する刑事責任の免除と闘う安保理の決意、およびルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) 並びに旧ユーゴスラビア国際裁判所 (ICTY) により起訴された訴追されている者の必要性を再確認しそして、これに関連して、2010年12月22日の決議 1966 (2010) により設立された両国際刑事裁判所に代わる国際残余メカニズム (同メカニズム) の職務権限を想起し、

2017年12月31日の安全保障理事会報道声明を想起し、

刑の執行および恩赦または刑の減刑それぞれの規定に関する、決議 1966 (2010) の添付文書に定められた、同メカニズムの規程の第25条と26条を想起し、

同メカニズムの規程の第14条4項を尊重して、

2016年3月1日から2018年6月30日まで同メカニズムの検察官を任命している2016年2月29日に採択された決議 2269 (2016) における安保理の決定、および同メカニズムの検察官は、同メカニズムの規程の第14条4項にもかかわらず、二年の任期で任命されるまたは再任命されることができることを想起し、

同メカニズムの検察官としてセルジュ・ブラメーツ氏の事務総長による指名 (S/2018/626) を審議して、

同メカニズムが、無罪にされた者や自らの刑を完全に終えた有罪にされた者の移転において直面している問題に懸念をもって留意し、そしてそのような者の移転が上手くいくことの重要性を強調し、

同メカニズムは、決議 1966 (2010) の第1項において言及された開始日から4年の当初期間で仕

事をするものとし、その任務を終了することを含めて、この当初期間の終了前にそしてその後は二年毎に、同メカニズムの作業の進展を再検討することという、また同メカニズムは、安全保障理事会が別の決定を行わない限り、各々のそのような再検討に続くその後の2年の期間の間、仕事をし続けるものとするという同決議による安保理の決定を想起し、

同メカニズムの現在の活動期間は、2018年6月30日で終わることに留意し、

決議1966(2010)の第17項に従ってまた2018年3月19日の安保理議長声明(S/PRST/2018/6)に定められた手続きに従って、2015年12月の最後の再検討以来の、その任務を終了することを含めて、同メカニズムの作業の進展についての安保理の再検討を実施して、

国際連合憲章の第7章に基づいて行動して、

1. 2018年7月1日から2020年6月30日まで有効な両国際刑事裁判所に代わる国際残余メカニズムの検察官としてセルジュ・ブラメーツ氏を任命することを決定する。

2. 国家は、同メカニズムと十分に協力すべきことを強調する。

3. 自らの領域へ、無罪にされた者や自らの刑を完全に終えた有罪にされた者の移転を受け入れてきた国家を称賛し、そして無罪にされた者や自らの刑を完全に終えた有罪にされた者の移転に向けた努力の増加のため、同メカニズムと協力しまたあらゆる必要な援助を与えるという全ての国家に対する安保理の呼びかけをくり返し表明する。

4. 全ての国家、特に逃亡者が全体にいると疑われる国家に対し、可及的速やかにICTRにより起訴されたが未だ残っている逃亡者の逮捕および引き渡しを成し遂げるため、同メカニズムとの自らの協力を強化しそして同メカニズムに対しあらゆる必要な援助を与えることを促す。

5. 未だ残っている任務の実質的に削減された性質を考慮して、同メカニズムは、その削減された任務に見合った少ない数の職員で、その任務と規模は、時間と共に衰える、小さく、暫定的でまた効率的な構造として設立されたことを強調し、そして同メカニズムにより表明されたこれらの要素に対する

完全な関与をこれに関連して認識し、同メカニズムに対し、これらの要素によりその活動が指導され続けることを促す。

6. 2010年12月22日の決議1966の第17項により要求されたように、その任務を終了することを含めて、同メカニズムの作業の進展の再検討の目的で、安保理議長声明(S/PRST/2018/6)に従って、安保理に対して同メカニズムにより提出された報告書(S/2018/347)および同メカニズムの方法と作業の評価に関する内部監査部(OIOS)の報告書(S/2018/206)を歓迎する。

7. ICTYとICTRのそれに比較して、裁判活動の経費の実質的な削減を生み出すため、今日までの同メカニズムの作業、とりわけ法的および規制的枠組の策定、手続、並びに同メカニズムの規程に適合したまたその二つの職を併せ持つ職員の実施、裁判官と職員を確保するため名簿の使用が要求された場合にのみ活用されたこと、最大限可能な範囲まで離れて働くことを裁判官と職員に可能にすること、そして公判前と上訴前の審問の全員参加法廷の必要性を最小化することを含む、ICTYとICTR並びにその他の裁判廷からの学んだ教訓と最善の慣行を利用した作業慣行に留意し、そしてそのような削減を生み出すためのその努力に対して同メカニズムを称賛する。

8. 本決議に反映されたように、国際裁判所に関する安保理の非公式作業部会による同メカニズムの活動に関して為された見解と勧告に更に留意し、そして同メカニズムに対し、これらの見解を考慮しそして勧告を実施すること、また効率性と有効性および透明な管理、とりわけ:(i) OIOSの未解決の勧告の完全実施;(ii) 共通の法と市民法システムの多様なアプローチの最善の使用を含めて、完了の期限のより焦点を絞った予測の提供とその規律を守った遵守;(iii) 継続したプロの専門知識を確保すると同時に、職員の地理的多様性とジェンダー・バランスの向上;(iv) その暫定的な職務権限に適合した人的資源政策の実施、および;(v) 柔軟な職員関与を含むがそれに限定されない、経費の更なる削減を更に向上するため、第7項において言及されたような、措置を講じ続けることを要請する。

9. この決議を実施することにおいて達成された進展に関する情報、並びに同メカニズムの職員配置に関する詳細な情報、それぞれの仕事量および部門別の内訳による関連経費並びに利用可能なデータに基づく残余任務の期間の詳細な予測を安保理への6か月報告書に含めるという同メカニズムに対する安保理の要請をくり返し表明する。

10. ICTY により有罪とされた人の早期釈放に対する同メカニズムの現在のアプローチについての 2018 年 6 月 6 日の安全保障理事会討議期間中に理事国により表明された見解と懸念に留意し、そして同メカニズムに対し、適切な事例における早期の釈放に関する条件を導入することを考慮することを含めて、適切な解決策を考慮することを奨励する。

11. 決議 1966 (2010) に従った、2015 年 12 月の同メカニズムの前の再検討以来の、その任務を終了することを含む、同メカニズムの作業の進展についての安保理の再検討の結論に留意する。

12. 同メカニズムの独自の監視を強化する目的で、2018 年 3 月 19 日の安保理議長声明に定められたように、決議 1966 (2010) の第 17 項に基づいて実行される将来の再検討は、同メカニズムの方法と活動に関して OIOS から求められた評価報告書を含めるものとするを想起する。

13. この問題に引き続き取り組むことを決定する。